

総行市第175号  
平成17年2月23日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

### 住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて

住民異動届の審査時における本人確認を厳格にするための住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の改正について、平成17年2月23日付け総行市第174号により通知されました。今回の事務処理要領の改正は、第三者による本人になりすました転入届、転出届等を防止すること、併せて住民基本台帳の正確な記録を確保することを目的とするものです。その具体の取扱いについて、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、この内容を貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

### 記

市区町村長が転入届、転出届等の住民異動届を受理するにあたっては、住民基本台帳法（以下「法」という。）第8条及び第34条第2項の規定に基づき、届出人（又はその代理人若しくは使者）が本人であることの確認を行うものとし、その場合の取扱いについては、次のとおりとするものとする。

#### 第1 対象とする届出

付記転出届（法第24条の2）を除くすべての住民異動届（転入届、転居届、転出届、世帯変更届）を対象とする。転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続きについても、同様の取扱いとするものとする。なお、転居届、世帯変更届については、各市区町村の判断で別途の取扱いとすることも差し支えない。

#### 第2 本人確認の対象者

市役所、区役所又は町村役場（支所、出張所又はそれに類する施設を含む。）に届出書を持参した者（届出人又はその代理人若しくは使者をいう。）

#### 第3 本人確認の方法

- 1 届出書を持参した者が届出人本人の場合（法第26条の世帯主が届出人である場合を含む。）にあつては、届出人について、以下の書類等で確認するものとする。

- ①住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって届出人が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの（注1）
  - ②その他市区町村長が適当と認める書類（注2）
  - ③上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があつた場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行つて確認することが適当である（注3）
- 2 届出書を持参した者が代理人・使者の場合にあつては、代理人・使者について1に準じた本人確認を行うものとする。  
なお、必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することも考えられる。
  - 3 法第24条の2の付記転出届の場合を除き、転出届は、市区町村の窓口において行うことが原則であり、郵送による届出は適当ではないが、やむを得ず受理する場合には、届出人に係る1の①、②に該当するものの写し（法第26条の世帯主が届出人である場合は、当該世帯主に係るもの）を同封させることが適当である。

#### 第4 届出人に対する通知

- 1 第3に定めるところによる本人確認ができなかった場合には、市区町村長の判断により、届出を受理した上で届出人本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。特に転出届について本人確認ができなかった場合には、通知することが適当である。
- 2 1による通知を行う場合は、次のようにすることが適当である。なお、届出人が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。
  - (1) 内容  
届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。（様式例参照）
  - (2) 宛先等  
届出人本人あてに、異動前住所に送付する。
  - (3) 通知手段  
封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書による。
  - (4) 返送された場合の処理  
宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市区町村において保管するものとする。保存期間は、市区町村の住民異動届の保存期間と同じとする。

#### 第5 本人確認の結果の記録

第3、第4による本人確認等の結果の記録について、次のような事項を届書の欄外の適宜の箇所に記載することが適当である。

- ア 第3に定めるところによる本人確認ができた場合は、次の事項を記載する。

- ・本人確認ができた旨
- ・本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等

イ ア以外の場合は、住民異動届に本人確認ができなかった旨を記載する。

ウ 第4に定めるところにより通知をした場合は、通知した旨等を記載する。

## 第6 実施時期等

- 1 本取扱いについては、各市区町村の実情を踏まえつつ、速やかな実施に努め、遅くとも平成17年10月1日には、すべての市区町村において実施するものとする。
- 2 本取扱いの実施に当たっては、窓口での混乱等を避けるため、その目的及び方法について、事前に各市区町村の広報誌等を通じて住民に対して十分に周知するものとする。
- 3 本取扱いの実施に当たっては、証明書等がなく口頭による確認を行う場合の対応、本人確認等の結果の記録の取扱い等、個人情報の保護に十分留意するものとする。
- 4 なりすましによる転入・転出等、犯罪の嫌疑があると思料するときは、関係市区町村間で連携するとともに、告発するように努めるものとする。

### (注1)

官公署が発行し、本人の写真が貼付された届出人が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

### (注2)

市区町村長が適当と認める書類とは、第3-1-①の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。

また、市区町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間会社の社員証等についても採用することも可能と考えられる。

これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

### (注3)

口頭で質問する場合の項目は、市区町村の判断において適宜行うものだが、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の中から質問することを想定している。

(様式例)

## 住民異動届受理通知

平成 年 月 日

様

市区町村長

下記の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出年月日 平成 年 月 日

届 出 名 \_\_\_\_\_

異動者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、下記までご連絡下さい。

市区町村部課名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(参考)

総行市第192号  
平成17年2月24日

個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について(抄)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)のうち個人情報取扱事業者の義務に関する規定等(同法第4章から第6章まで及び附則第2条から第6条まで)が平成17年4月1日から施行され、同法が全面施行されること等を踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、この内容を貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

## 記

### 2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

(3) 請求事由については、従来から、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認することが適当であるとされているところ(61年通知)であるが、個人情報保護法が全面施行されることも踏まえて、請求事由の審査を厳格に行うことが適当であること。また、請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適当であること(本人確認の方法については、住民異動届審査時における本人確認に係る平成17年2月23日付け総行市第175号を参考にされたい)。

### 3 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付について

(1) 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合の取扱いについては、請求事由の審査、拒否すべき「不当な目的」の考え方、請求者の本人確認等、2の(1)から(3)に準じて行うことが適当であること。